平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）)
分担研究報告書

平成 28 年度「強度行動障害支援者養成研修」及び「行動援護従業者養成研修」の実施状況に関するアンケート調査

主任研究者　志賀　利一[1)]
研究協力者　信原　和典[1)]　　村岡　美幸[1)]

1）国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

研究要旨：本調査は強度行動障害支援者養成研修の実施状況を明らかにし、今後の同研修実施に向けた基礎資料とすることを目的とした調査である。調査の結果、平成 28 年度に基礎研修を開催予定の 47 都道府県では実施修了予定者数は 10,000 人以上、実践研修は 5,000 人、行動援護従業者養成研修についても 1,600 人以上となっていた。このように全国で強度行動障害者支援の基礎的知識を有した支援者が急速に増加している中、都道府県ではなく指定事業者による研修の開催が増加している状況もある。これにより、研修の質をどのように担保していくかといった課題を抱えている都道府県担当者の存在も確認された。また、プログラムが基礎研修・実践研修と同一の行動援護従業者養成研修を別に開催している都道府県の有無を確認したところ、17 都道県で実施していた。その理由として「受講対象者が異なるため」「受講ニーズへの対応」の２つがあげられていた。平成 30 年３月 31 日までの経過措置期間中に十分な研修規模を確保できない課題を抱えている都道府県が確認された状況において、次年度も調査を継続し、都道府県の取り組み状況について把握していくことの必要性を感じている。

A. 研究目的

平成 25 年度、強度行動障害がある者に対し適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とした「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」が都道府県地域生活支援事業に創設され、翌 26 年度には基礎研修の上位研修として「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」が追加された。また 27 年度には、在宅等の強度行動障害者を対象とした行動援護サービスに従事する者を養成する「行動援護従業者養成研修」のプログラムが「強度行動障害支援者養成研修」の基礎研修と実践研修、両研修のプログラムに統一された。更に平成 27 年度のサービス等報酬改定において、重度障害者支援加算の要件に同研修修了者の配置が規定される等、研修の受講ニーズが高まっている。

本調査では、強度行動障害支援者養成研修の実施状況を明らかにすることで、円滑な研修の実施・運営をサポートし、今後の同研修実施に向けた基礎資料とすることを目的とする。

B. 研究方法

47 都道府県の障害保健福祉主幹部（局）を対象に、郵送方式でのアンケート調査を、平成 28 年７月 11 日～７月 27 日の期間で実施した。

調査項目は①「強度行動障害支援者養成研修」の実施状況及び予定、②「行動援護従業者養成研修」の実施状況及び予定、③（②で行っていると回答があった都道府県）両研修を分けて開催している理由、④「強度行動障害支援者養成研修」の実施に際しての課題の４項目とした。

（倫理面への配慮）

調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。

C．研究結果

47 都道府県全てから回答を得た（回収率 100 %）。調査結果は以下の通りである。

1．「強度行動障害支援者養成研修」の実施状況及び予定

平成 28 年 7 月時点での研修予定は、基礎研修は 47 都道府県全て、実践研修は愛知県を除く 46 都道府県で実施が予定されていた。なお、愛知県については昨年度実践研修を開催しており、「現時点では未定」との回答結果であることから、実施することも推測された。その他、基礎研修、実践研修の修了予定者数、実施主体、実施体制等については、下記に記した。

（1）基礎研修、実践研修の修了予定者数

本調査では、研修の定員数を修了予定者数とした。人数未定の青森県、岩手県を除く 45 都道府県の修了予定者数の合計は、基礎研修が 10,211 人、実践研修が 5,563 人であった。

基礎研修、実践研修、両研修の修了予定者数上位 5 府県を表 1 に示す。なお修了予定者数最多都道府県と最少都道府県とでは、基礎研修は 26 倍、実践研修では 9 倍の開きがあった。また修了予定者数を、100 人以上 200 人未満としている都道府県の割合が最も高く、基礎研修では 4 割（18 県）、実践研修では 5 割（22 都道府県）となっていた（表 2）。

（2）研修の実施主体、及び実施体制

研修の実施主体は、「都道府県」、「指定事業者」、「委託事業者」の 3 者がほぼ同数となっていた。昨年度（平成 27 年度）の実施主体と比較すると「都道府県」と「委託事業者」が減り、「指定事業者」が増えている（表 3）。

また実施体制については、「都道府県直営」が 2 割、「事業者共同」が 4 割、「事業者単独」が 2 割となっていた。平成 27 年度の実施体制と比較すると「都道府県直営」が 5 カ所減、「事業者共同」が 6 カ所減り、反対に「事業者単独」が 8 カ所増となっていた。同様に実践研修でも、「都道府県直営」が 5 カ所減、「事業者共同」が 2 カ所減り、「事業者単独」が 7 カ所増となっていた。

研実主体及び実施体制が、少しずつ都道府県直営あるいは関与していたものから、事業所への指定・委託に変わってきている。

2．「行動援護従業者養成研修」の実施状況及び予定

平成 28 年度に「行動援護従業者養成研修」を

表 1　基礎研修及び実践研修の修了予定者数上位 5 府県一覧表（平成 28 年度）

	1	2	3	4	5
基礎研修	千葉県(1,588 人)	埼玉県（720 人）	大阪府（630 人）	北海道（510 人）	栃木県（400 人）
実践研修	埼玉県（390 人）	静岡県（360 人）	大阪府（330 人）	兵庫県･鹿児島県（240 人）	

表 2　基礎研修及び実践研修の修了予定者数一覧

	50 人未満	50 人以上 100 人未満	100 人以上 200 人未満	200 人以上 300 人未満	300 人以上 400 人未満	400 人以上 500 人未満	500 人以上
基礎研修	0	9	18	9	4	1	4
実践研修	1	15	22	3	3	0	0

表 3　基礎研修及び実践研修の実施主体と実施体制のクロス集計（平成 28 年度）

左 =基礎 右 =実践		研修の実施主体について						計		参考資料：平成27年度						計	
		都道府県		事業者【指定】		事業者【委託】				都道府県		事業所【指定】		事業所【委託】			
実施体制	都道府県直営	10	10	0	0	0	0	10	10	15	15	0	0	0	0	15	15
	事業者共同	4	6	3	3	12	12	19	21	5	5	5	4	14	14	24	23
	事業者単独	1	0	12	10	5	5	18	15	0	0	4	2	6	6	10	8
	その他	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
計		16	17	15	13	17	17			20	20	9	6	20	20		

※1　H28年度は神奈川県が、H27年度は北海道と千葉県が、複数回実施する研修で実施体制と実施主体が異なっている。その為、合計数が実施都道府県数と異なっている。

開催する都道府県は、47 都道府県中 17 都道県であった（北海道、福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県）。

（１）「行動援護従業者養成研修」の修了予定者数

予定者数未定の、福島県、愛知県、兵庫県を除く 14 都道県での修了予定者総数は 1,609 人であり、最も修了予定者数が多い埼玉県では、年間 480 人規模での開催が予定されていた。

なお、単純に修了予定者数と実施回数とを割って出た１回当たりの修了予定者数は、全都道県共通して 20 人以上 40 人未満となっていた。

（２）研修の実施主体、及び実施体制

17 都道県中、実施体制が「その他」の高知県を除く 16 都道県全てで、「指定事業者」による「事業者単独」での研修が実施、予定されていた（表４）。

表４　行動援護従業者養成研修の実施主体と実施体制のクロス

【行動援護】		研修の実施主体について			
		都道府県	事業所【指定】	事業所【委託】	その他
実施体制	都道府県直営	0	0	0	0
	事業所共同	0	0	0	0
	事業者単独	0	16	0	0
	その他	0	1	0	0

３．「強度行動障害支援者養成研修」と「行動援護従業者養成研修」とを分けて開催している理由

「強度行動障害支援者養成研修」と「行動援護従業者養成研修」とを分けて開催している理由について 16 都道県より回答が得られた。理由として、「受講対象者が異なるため」が 11 都県と最も多く、次いで「受講ニーズへの対応」が３県と、全体の９割弱を占めていた。以下に、それぞれの理由の例示を示す。

■「受講対象者が異なるため」
強度行動障害支援者養成研修」受講者の７割以上が施設系の職員であったことを踏まえ、実践研修のモデル事例を施設入所者に変更するなど、「行動援護従業者養成研修」との差別化を図っている。居宅系（行動援護など）の職員には、「行動援護従業者養成研修」を受講していただくよう案内している。同一の内容ではあるが行動援護を中心とした内容となっている。（高知県）

■「受講ニーズへの対応」
県が実施する強度行動障害支援者養成研修だけではニーズに対応できないため、報酬算定上同一視される行動援護従業者養成研修を指定研修として実施している。（広島）
なお、その他に「国の制度が一元化されていないために研修を別にしている。」（山口県）、「行動援護従業者養成研修を先行して、業者指定、研修実施しているため。」（佐賀県）といった理由もあった。

４．「強度行動障害支援者養成研修」の実施に際しての課題

強度行動障害支援者養成研修の企画・運営・開催で困っていることや悩んでいることについて、28 都道府県より回答が得られた。主な内容は、平成 30 年３月 31 日までの経過措置期間中に十分な研修規模を確保できるかといった「研修規模の確保」が 13 都道府県、「講師の確保」が 11 都県、そして「研修内容と研修後のフォローアップ」についてが６県であった。以下に、詳細な内容の一例を示した。

■「研修規模の確保」
開催回数、規模をどこまで拡大すればよいのか。経過措置期間終了までに、どの程度受講希望があるのか予測するのが難しい。（静岡県）

■「講師の確保」
国研修受講者を含めた、講師の確保が難しい。（秋田県）

■「研修内容と研修後のフォローについて」
地域の実情に合わせて、理解を深めるカリキュラムの検討。（徳島県）
基礎研修、実践研修で完結してしまっていて、その後のフォローアップができていない。（奈良県）

また、「研修実施体制が変更することに伴って生じる事業者の選定」（埼玉県）や、「研修内容の質の確保」（岡山県）、「研修募集時の受講者の選考要件」（和歌山県）などが課題点としてあげられていた。

D．考察

１．研修修了者数の現状と今後の推移

平成 25 年度時点で開催都道府県数３県、修了者数 234 人であった基礎研修は、平成 28 年度には全都道府県で開催が予定され、修了予定者数も 10,000 人以上となっている。また実践研修についても 46 都道府県、5,000 人以上の修了者が予定されている。更に行動援護従業者養成研修を開催する都道府県が 17 都道県あり、すくなくとも 1,600 人以上が修了する予定である。平成 25 年度以降の強度行動障害支援者養成研修修了者と本調査結果の修了者数を合わせると、平成 27 年度報酬改定の経過措置期間中（平成 30 年３月 31 日）に、基礎研修修了者は 30,000 人以上、実践研修修了者は 15,000 人以上、基礎研修と実践研修の両研修修了者（行動援護従業者養成研修含む）は 19,000 人以上になると推計される（図１）。

２．指定事業所による研修の増加と、研修の質の担保

全国で研修が開催され、強度行動障害に関する基礎的な知識を有したヘルパー、支援者が急速に増えてきている一方で、研修の実施主体、実施体制も、都道府県の実施から指定事業所が単独で実施している都道府県も増加し、研修の質を一定レベル担保することが課題としてあげられていた。こうした課題に対し、昨年度（平成 27 年度）千葉県では、研修を「指定事業者制」とするため、先ず講師育成を兼ねた県直営での基礎研修を開催し、その上で指定事業者所による研修を開催するといった工夫が行われ、今年度（平成 28 年度）は予定通り指定事業者単独での開催が予定されていた。また鳥取県では、委託事業者単独での研修だが、研修プログラムの検討会議、及び研修後の反省会時に県担当者が出席し、県としての要望を伝える他、内容についても把握できる場を設けるなど、研修の質を担保する工夫がなされていた。

研修の質を担保することで、多くの研修修了者が強度行動障害者支援の基礎をしっかりと理解し、強度行動障害者の安心・安全な生活を支える支援者として、根拠に基づいた支援を実直に取り組んで頂くことを期待したい。

３．今後の展望

本調査の結果は平成 28 年７月時点での予定値及び内容である。次年度、改めて平成 28 年度の研修修了者の確定値と、平成 29 年度修了者の予定値、その他、①重度障害者支援加算の対象者数の把握状況、②研修の受講費用（都道府県直営、指定事業者、委託事業者）、③修了者名簿の管理状況、④都道府県独自の強度行動障害者支援に関する取り組み、などについてアンケート調査を行い、円滑な研修の実施に寄与する基礎資料として、今後も全国に情報発信していきたい。

E. 文献

1. 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園：強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について，平成 25 年度障害者総合福祉推進事業（報告書）（2014）

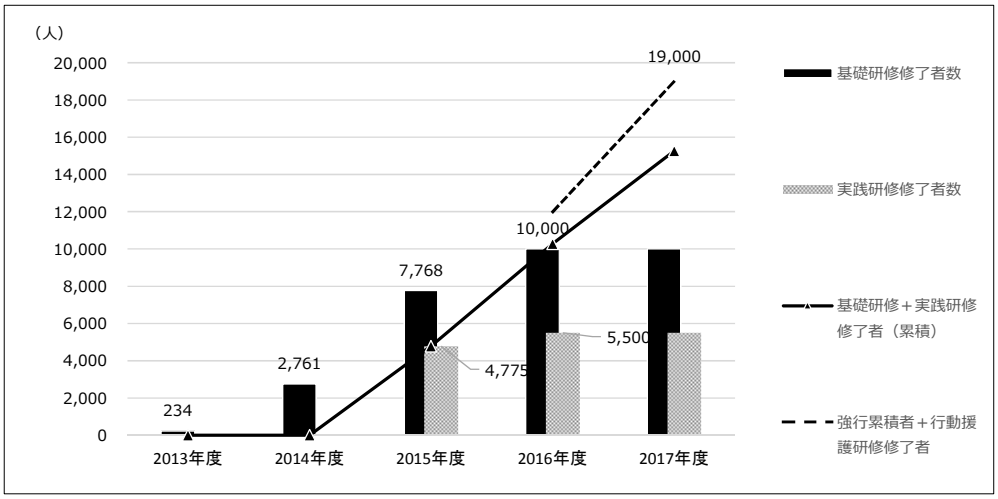

図１　強度行動障害支援者養成研修及び行動援護従業者養成研修修了者数の推計